

半グレ等のいわゆるグレー属性の実態と対応について

齋藤綜合法律事務所
弁護士 齋藤理英氏

皆さまこんにちは。ただいまご紹介いただきました、東京弁護士会に所属します弁護士の齋藤と申します。本日は「半グレ等のいわゆるグレー属性の実態と対応について」という題を頂いてお話しさせていただきます。

この半グレなどのグレー属性の対応策というのは、私が認識する限り、こと属性に基づく対策という意味合いにおいては確立された実務がなく、皆さん、悩まれながら対応されているのではないかと思います。実際に私も相談を受けると、その都度悩みながら検討させていただいているという状況です。

それゆえ、本日、何か確たることが申し上げられるかといいますと、若干不安でしかないのが正直なところではあります、指定暴力団員を契約関係から排除するという実務についてはある程度確立した感があって、全国暴追（全国暴力追放運動推進センター）の賛助会員の皆さまのような、いわばこの筋の玄人の方々が、今、特に悩まれていることはないのではないかと思いますので、こういった機会をせっかく頂きましたからには、

やはり何か少しでもお役に立てる話ができるないかと思い、日頃から皆さまが悩んでおられると思うことについて、少しチャレンジングな話ではありますけれども、お引き受けさせていただくことにいたしました。

このグレー対策について思うこととしては、「試行錯誤しながらいろいろやってみたけれども結局難しいよね」という感じで、既存契約についてはどうしようもないで何もしない、ただし、まだ契約をしていないのであれば、何か芳しくない情報がある以上、君子危うきに近寄らずということで、一律お断りする、という両極端の対応にいきおいなりがちなのではないかと思います。

基本的に情報や立証資料が乏しい分野ではありますから、対応が難しく、そうすることについてやむを得ない面があることも否定できないとは思います。しかし、こういった対応をすることによる副次的な問題が生じることもあり得ますので、本日はそういったことも含めましてお話をさせていただきたいと思います。

90 分という長丁場の話になりますが、

時々一息付きながらお話を聞きいただければと思います。

まず、テーマとしてグレー属性を取り上げると今簡単に申し上げましたけれども、このグレー属性という言葉の指し示す意味についても、用語そのものがグレー、つまりあいまいなものを指し示すものでありますから、人によって受け取り方が違うことも想定されますので、まず、この用語について簡単に確認させていただきたいと思います。

そもそもグレーという表現は白と黒の中間、つまり白とも黒ともつかないものや状態を通常は指し示すと思いますが、こと反社会的勢力の属性を検討する場面において使う用語を前提とすると、黒、すなわち確実に反社会的勢力だと断定できる者以外の者で、白ともいえない者をだいたいグレーというと考える方が多いと思います。そして、反社対策の実務の現場でグレーという表現が使われる場合は、属性それ自体が確実に黒、すなわち反社とは断定できないものの怪しい場合と、その人そのものは反社すなわち黒だと思うけれども、立証資料が乏しくて争われたときに立証が難しいという場合など、さまざまな場面があると思います。

つまり、グレーという評価は、属性それ自体の、属性の評価の場面と、立証の可否を検討する場面との両方の場面で使

用されるので、言葉の使い方に混乱が生ずる場合がままあるのですけれども、いずれにしてもそういうことを全部ひっくるめて考えますと、現場の感覚からすると、警察が確実に情報提供してくれる指定暴力団員以外の属性は、基本的に何らかの理由によって不確かな面があることは否定できないので、グレーと表現されることが多いのではないかと思います。

そこで本日のお話で「グレー属性」という用語は、特に断らない限りは「指定暴力団以外の属性」という意味で使っているという前提でお考えいただけたらと思います。

もちろん、有名な職業的な詐欺師であるとか、指名手配をされている準暴力団に属する半グレなど、指定暴力団員以外でも、反社という意味では黒中の黒と言いたい人はいくらでもいますけれども、そういう細かい話をし始めるとややこしくなってしまうので、とりあえずここでは指定暴力団員以外の属性について「グレー属性」と呼んでいますよ、という前提でお聞きいただければと思います。

では、そのグレー属性には一般的にどんな属性があると考えられているのかというと、皆さまが通常使用されている「暴力団排除条項（暴排条項）」で規定する反社会的勢力などを含め、一般に反社会的勢力のカテゴリーに入ると説明さ

れるもののうち、指定暴力団員以外の属性を列挙してみると、ざっと 4 ページに挙げているだけのものがあります。

また、暴力団員が家族の名前を借用して取引を行うこともありますので、暴力団員の家族、とりわけ暴力団員の奥さんなども、場合によっては排除対象として検討されることがあります。

一応、グレー属性という属性にはこれだけカテゴリーがありますが、こういったものを、こと属性に基づいて排除しようとするを考えると、先ほども申し上げましたが、実際には難しい問題があります。ですから、「では行為態様で排除できるようにしましょう」というアプローチもなくはないのですが、そういう話をすると、いきおいクレーマー対策のような話になってしまいますので、それは一応置いておいて、本日はグレー属性をその属性に基づいて排除する実務の可能性について検討してみたいと思います。

では、これを検討するにあたり、まず、グレー属性をその属性を根拠として排除する難しさがどこにあるのかについて、いったん整理してみたいと思います。

そもそも属性に基づく反社排除というのは、契約相手の属性に着目して、取引をする・しないということを決める実務になりますけれども、こういった実務はそんなに古くからあるものではなくて、

皆さまご存じのとおり、平成 19 年に公表された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針（企業暴排指針）」によって提唱されたことにより世の中に広まったものです。ですから歴史も 14 年ぐらいのものということになるわけです。

言うまでもないことですが、属性に基づく排除をするためには、相手が反社会的勢力に属する者かどうかという、取引相手の属性を把握できることが大前提になります。そして、これをするためには、取引をしないと決める属性に該当する人のデータがあらかじめ必要になってきます。それゆえ属性に基づく反社排除を提唱した企業暴排指針は、各企業が反社データベースを構築することを前提としていました。

ですが、そのデータベースを個社で作ろうとするとすごく大変だということが、やってみて分かりました。そこで、金融機関ならまだしも一般の事業会社がこれをするのは現実的ではないという認識に徐々になってきて、その結果、定着した実務としては、一般的にはインターネットでのキーワード検索や暴追センターが賛助会員向けに提供する暴力団情報をベースに、記事検索サービスなどの公知情報や、場合によっては世にいくつかある反社会的勢力のデータベースを提供するサービスなどを利用することを皆さま

れていると思います。

ただし、実際に属性を理由に排除するためには、データベースにヒットしたとしても、その情報のソースが何であり、それが立証可能なのか、であるとか、今もその人はそうなのかということも含めて考えないといけないので、該当のあり・なしだけしか教えてくれないブラックボックス化したデータベースは非常に使いにくいという問題があります。特にグレー属性については、その傾向は顕著であり、反社会的勢力のデータベースを提供するサービスを利用して、これにヒットしたはいいけれども、どうしていいか分からず困ってしまうという話も最近はよく耳にします。

また、同姓同名の人が世の中には存在するので、仮に指定暴力団員であったとしても、警察は生年月日が明らかでないと暴力団の該当性判断をしてくれません。そもそも公知情報を集めたデータベースには、ある時点の年齢は分かっても、生年月日までを含むものは通常はないので、完全な一致と判断されることはまれだと思います。警察に生年月日が分からない人についてうかつに聞きに行ってしまいますと、「先生、この名前の暴力団員が一体何人いると思っているんですか」と冗談で返されてしまうこともあります。

ちなみに日本人はそれでもそこまで同姓同名の人はいないと思いますけれども、韓国の人々は結構いるようです。ゴルフをする方はご存じだと思いますが、アメリカの女子ツアーでは、登録名が「イ・ジョンウン 6 (シックス)」という有名なプロがいます。なぜそのような名前なのかというと、末尾の「6」というのは、「イ・ジョンウンさんの 6 番目の人」という意味なのだそうです。つまり、同姓同名の人々がツアーで 6 人登録されているということです。韓国の反社排除の実務について、私は全く存じ上げないですけれど、反社を属性で排除しようとすると結構大変なのではないかと思います。

話が横道にそれかかったところで本題に戻ります。そういう状況を前提として、このグレー属性に対する難しさをあらためて整理して考えてみると、まず、そもそもこういった反社会的勢力に関する属性の実態がよく分らないということがあります。組織犯罪対策要綱に規定されている属性については、一応定義は示されていますけれども、実際はどのようなものなのか、よく分らないものがあります。

それ以外に、半グレなども、そもそも明確な定義があるわけでもなく、どういった者が当てはまるのかがそもそも分かりません。そうなれば、当然のことでは

ありますが、それぞれの属性に対象者が当てはまるかどうかという情報も、そもそも乏しいということにならざるを得ません。

警察庁が公表する「組織犯罪（の）情勢」などで該当する者の数が公表されている属性は、暴力団構成員等（暴力団構成員及び準構成員）と、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロだけで、それ以外の属性については公表がありません。そこから逆算して考えると、抽象的に「こういう悪いやつらがいる」という社会実体があることは分かっていたとしても、誰がそうであるという形でのひも付けは、必ずしもそこまでなされていないのではないかと想像せざるを得ないと思います。

それ以外にも、半グレといわれる人などは、その匿名性を上手に利用して、資金獲得活動をしているなどと言われているくらいなので、そもそも誰がそうなのかという情報が基本的に得られにくいという問題があります。

そういうこともあるからか、グレー属性については、仮に警察が情報を持っていても、民間人に外部提供をすることは基本的にありません。ゆえに、本気で排除しようとすると、立証でつまずくことに往々にしてなります。

さらに自前で情報を集めたり、外部のデータベースに当てて該当性についてあ

る程度の根拠を得たとしても、本当にその人がそうなのか、もっと言うと、現在もそうなのかということについて評価することは、結構困難を極めます。

情報というものは基本的には過去の事実の痕跡なので、今どうなのかということをそこから直接証明はしてくれません。かつてやんちゃをしていたことがあって、それによってデータベースに載ってしまったとしても、今まっとうに生きている人が現実に存在しうることは、考えれば分かることだと思います。

そこで、こういった基本的に判断材料に乏しいグレー属性に関しては、冒頭で述べたとおり、入口の段階と出口の段階とで半ば思考停止という言葉は悪いですが、そのような形になって、両極端の対応になってしまいがちなのではないかと思います。おそらくそれでいいとは誰も思っていないくて、どうしたらいいのかと皆さん悩まれていると思いますが、なかなか妙案がないので、そのままになってしまわざるを得ないというのが現状だと思います。

ただし、グレー属性の対応が難しいからといって、これが必ずしも問題にならないかというとそうでもありません。皆さんもご存じだと思いますが、2019年に西武信用金庫が関東財務局から反社排除態勢についての不備を指摘されて業務改

善命令を受けたということがありました
が、その命令が出された前提事実に、こ
れはネット情報等になるのですけれども、
「チャイニーズドラゴン（怒羅權）」の
幹部の奥さんへの融資事実があることが
問題にされたという事例がありました。
これが実際にどうだったのかは置いてお
くとしても、こういった報道がレビュテ
ーションを毀損していることは明らか
なので、半グレに関わる情報でも決して放
置していくことにはならないと思います。

また、気になる指摘として、暴力団員
の数が減った結果、その分グレー属性の
者がアンダーの世界ではびこるようにな
って、反社会的勢力の勢力図が大きく変
わってきてているということがあります。
これは暴排条例が全国で施行されたころ
から言われていることですが、実際、こ
こまで暴力団員の数が減ってくると、こ
ういった話も現実味を帯びてくると思
います。

そう考えると、民間の反社対策につい
ても、指定暴力団員だけではなく、今後
はグレー属性の排除についても積極的に
取り組む必要性が増してきているよう
思います。そこで本日は、グレー対策を
考える上で、少しでもその精度を上げる
ためのヒントになるような話をさせてい
ただけたらと思います。

その前提として、まず私自身がこのグ

レー属性対応について強い関心を持った
きっかけと、本日のこの話の背景にある
活動について、少しお話しさせていただき
たいと思います。

2011年つまり東京都の暴排条例が施行
された年ですが、ある企業に依頼を受け
て、この年から始まったグレー属性排除
のプロジェクトを担当させていただいた
ことがあります。そこでグレー属性の
契約解除を数多く対応しましたけれども、
当時はまだ弁護士側にもそういった実務
がなく、ノウハウも確立していなかった
ので、基本的には手探りで、企業の側で
入手してくださった情報を基に順次契約
を切っていくという対応をしていました。

その過程において、いろいろと悩んだ
り、試行錯誤を重ねたり、時には訴訟に
対応したりした結果、この領域について、
法律論はともかくとして、グレー属性と
いう対象の実態について、もっとわれわ
れ弁護士の側にも知見が必要なのではな
いかということを痛感しました。

また、先ほども触れたとおり、暴排条
例が全国で施行されたころから、暴力団
の潜在化、マフィア化などがさらに進ん
でいくだろうことが既に指摘されていて、
いつか暴力団員という属性に基づく反社
排除の実務も限界を迎える時期が来るの
ではないかと考え、グレー属性排除に対
して精度を高める必要性があるのではないか

いかと思っていました。

そして、やはり足りないものとして、その実態の生のイメージがなかなか分からぬということがあつたので、これを把握する必要があると考えました。しかし、弁護士が潜入捜査官のようになって反社の懷に飛びこむことは実際にはできないので、どうしたらいいかといろいろ試行錯誤した結果、暴力団離脱者や暴力団を辞めたい人から情報を得ることが有益ではないかと考え、こういった人たちの支援に積極的に取り組むようになりました。例えば府中刑務所の篤志面接委員になって、離脱希望者と話をしたり、彼らとグループディスカッションをしたりしながら、彼らの考え方や実態を理解するように努めました。

また、最近の半グレの主なしのぎであるといわれている特殊詐欺事件について、できるだけ多くの事件で被害回復に努めて、暴力団員を提訴する過程において刑事記録をたくさん読んだり、刑務所まで実行犯に会いに行って話を聞いたりするようなことを積極的に行いました。

さらに、暴力団員や半グレなどになる前の段階として非行の問題があると思うのですけれども、この領域における知見を得るために、少年の立ち直り支援をされている方と意見交換したり、弁護士会の「子どもの権利委員会」に入って立ち

直り支援の現状を知るように努めました。

そういった活動をする中で、暴力団やその周辺者について研究をされている社会学者である龍谷大学嘱託研究員の廣末登先生と知り合うようになって、日頃から意見交換や情報交換をさせていただきました。その間、同じような志を持つ弁護士の仲間が集まって、暴力団離脱者の社会復帰支援について仕組みをつくったり、雑誌に掲載する論考を書いていました。

そして、そういった活動がとある出版社の目にとまり、現在、東京三弁護士会の有志が集まって、廣末先生とも協力し合って、半グレやグレー属性排除の書籍を出すという準備をしています。

本日は、この本を作る過程での議論を踏まえて、今、私自身が考えていることを中心にお話しさせていただきたいと思います。基本的にはまだまだ生煮えの状態ではあるのですが、政府自身が反社会的勢力の定義を「その時々の社会情勢に応じて変化し得るものであることから、あらかじめ限定的かつ統一的に定義することは困難である」と述べているとおり、反社の実態そのものはその時々の情勢で変わり得るものなので、性質上、常にその時点における状況を下に試行錯誤しながら対策を講じざるを得ないものだと思います。そこで、そのような前提に立つ

て、今の状況でどういったことを考えるべきか、という実務のヒントに少しでもなるようなお話をできたらと思います。おそらく来年の春か夏ごろには、今作っている本も本屋さんに並ぶのではないかと思いますので、少し宣伝をしてしまいましたが、そこにはもう少し確たることが書いてあるものとご期待いただき、本日はお話を続けさせていただきたいと思います。

だいぶ前置きが長くなってしましましたので、本日の中心的なテーマである半グレについて話をさせていただきたいと思います。本日のテーマは「半グレ等のいわゆるグレー属性」となっていますが、グレー属性のうち、総会屋や社会運動等標ぼうゴロなどは時間の関係から検討の対象から外させていただきたいと思います。

まず、この「半グレ」ですが、一昨年である 2019 年 7 月に NHK スペシャルで取り上げられたことで随分と話題になり、その内容が書籍にもなりました。「半グレ」という表現を使い始めたのは、ノンフィクション作家の溝口敦さんだといわれていて、溝口さんが 2011 年に著した『ヤクザ崩壊 侵食される六代目山口組』という書籍で活字化したことで広まったとされています。その語源について溝口さんは「かたぎとヤクザの中間的な存在

であるから半分グレている」ということと、「存在自体がグレー」ということの両方の意味から取られていると説明されています。

当時、溝口さんが想定していた半グレは、主に暴走族 OB を中心としたグループでしたが、そのグループの一つのメンバーが 2010 年に歌舞伎役者である市川海老蔵さんの傷害事件を起こしたことにより、その存在が世間に知られるようになりました。その現場にいたとされる人物が、その後 2012 年に六本木のクラブ「フランキー」での襲撃事件を起こして有罪判決を受け、現在も服役しているというのは、皆さんもご存じの割と有名な話だと思います。

この「半グレ」という用語自体、属性概念としては非常にあいまいなもので、明確な定義をあまり見たことがないのですが、警視庁管内特殊暴力防止対策連合会（特防連）が作成した「基本用語集」にその定義が載っていたので参考までに 14 ページでご紹介します。この定義の冒頭に「明確に定義することは難しい」という断りが書かれるくらいの属性なのですけれども、この内容それ自体は溝口さんの論考をベースにしていると思われます。

半グレの成り立ちは、この特防連の定義にもあるとおり、一般に暴走族上がり

であるとか、地下格闘技の出身者などを中心とした不良人脈のつながりであるといわれていて、それがアメーバ的に関わり合って特殊詐欺などの犯罪行為を繰り返していると考えられていました。しかし、この半グレという反社のカテゴリーが注目されるようになってから 10 年ほどの月日が経つうちに、徐々にその内容も変容してきているようです。

先ほどご紹介した廣末登先生は、最近の半グレの実態を調査した結果、15 ページの四つのカテゴリーに分かれるのではないかと説明されています。これは彼らの実態を理解するのに非常に参考になるので、廣末先生にご許可をいただいて、その内容について少しご紹介したいと思います。詳しい内容は廣末先生が新潮社から出されている『だからヤクザを辞められない一裏社会メルトダウン』という書籍に記載されていますので、そちらをご覧いただけたらと思います。

まず、①のカテゴリーは、先ほどからお話ししている「関東連合」の OB や「ドラゴン（怒羅權）」の OB など、元暴走族のメンバーに代表される草創期の半グレの流れをくむ者たちです。廣末先生はこのカテゴリーの半グレを「暴力団になるのは面倒くさいが 10 代のころの非行集団関係を引きずり、暴力団に近い活動、具体的にはみかじめ料の徴収や薬物取引、

債権回収等を業としている集団」と説明されています。

なお、このカテゴリーには AV 業界に進出する者もいて、人気女優を在籍させるプロダクションを立ち上げて成功を収めている者もいるとのことです。関東連合 OB が AV 業界に進出している話は割と有名で、この点に関するエピソードが関東連合の元メンバーによる本などにも書かれているので、特にお勧めするわけでもないのですが、興味がある方はこういったものも読んでみてもいいのではないかと思います。

「フラワー事件」で有罪判決を受けて服役している石元太一氏は、関東連合の最後の世代といわれていますが、生まれは 1981 年で、現在、年齢は 39 歳です。そういうことを考えると、関東連合の OB というのは、年齢的にはだいたい 40 代が中心になると思います。同じように OB の集団が準暴力団と認定されている暴走族である「打越スペクター」や「怒羅權」も活動時期は同じようなものなので、こういった暴走族をルーツとする半グレのオリジナルのメンバーは、世代的には既におじさんの域に達していると言って差し支えないと思います。

ただし、集団そのものの実態は、こういった当初のメンバーを中心に、その地元の不良仲間や、さらにそのまた後輩の

不良仲間、さらにそのまた後輩の不良仲間と、連鎖的に加わって、集団的に悪さをしているのが実態だと思われますので、年齢層はそれなりに幅広いようです。

実際に私が関わった事件でも、準暴力団とされている暴走族 OB をルーツとする半グレグループに属する 30 代前半の暴力団員が、20 歳前後の地元の不良少年たちを束ねて特殊詐欺を敢行していたというケースがありました。こういったカテゴリーに属する者は、たいてい暴力団が背後にいて、いわゆる「ケツ持ち」という形で資金源になっていて、持ちつ持たれつの関係になっているという実態があります。

次に②のカテゴリーである特殊詐欺の実行犯です。廣末先生によると、「まっとうに働きたくないけれども金は欲しい。暴力団や準暴力団にはなりきれない」という層で、年齢的には若いことが特徴だということです。具体的には 2018 年に大阪府警に大量検挙された「アビス」のメンバーがこのグループに属するというイメージだそうです。報道によると、アビスのリーダーは検挙当時 19 歳だったので、関東連合 OB のようなグループとは少し性質が違うということも理解できます。彼らは暴力団や準暴力団が行う犯罪の実行役となる傾向があって、使い捨てにされるケースが多く、逮捕時など

にはトカゲのしっぽ切りとなる消耗要員で、裏社会ではそういった者たちのことを「つまようじ」と呼ぶのだそうです。要するに、先が折れて使いものにならなくなったらそのまま捨てられる存在ということだそうです。

実際、さまざまな特殊詐欺事件に関わって分かったことですが、特殊詐欺をやる場合に最も逮捕リスクが高い「受け子」や「出し子」といわれる末端の要員を、10 代の少年や 20 歳そこそこの青年が担っているという実態が現実にあります。こういった者たちは特殊詐欺組織の側からすると完全に使い捨ての存在で、次から次へと確保する必要があるので、例えば SNS で「闇バイト」と称して高額の報酬を示して募集したり、あるいは多重債務者に持ちかけてやらせるケースが多いようです。

私が実際に関わったケースでは、キャバクラで高額請求、いわゆるぼったくりをされて、支払えないと自宅まで車で行って、同居する彼女とともに拉致されて暴行を加えられ、挙げ句の果てに同居する彼女を人質に取られて受け子を無理やりやらされていたというケースもありました。

また、普通の若者が、たまたま職場の先輩がキャバクラ好きで、上下関係が厳しいために断り切れずに付き合わされ、

挙げ句の果てにはクレジットカードを使っておごらされ、結局カードの支払いができなくなつたためにヤミ金に手を出して借金が返せなくなった挙句、特殊詐欺の受け子をやる羽目になったというケースもあります。

ほかにも特殊詐欺集団はいろいろな手を使って受け子を確保しているようですが、結局、報酬は何だかんだと難癖を付けて約束通りには支払わずに、むしろ失敗したことで罰金を課されるなどして、辞めようとすると「罰金はどうするんだ」と脅されたり、周囲に犯罪を行つたことをバラすと言われたり、背後にいる暴力団の威力をちらつかせて辞めさせないようにするなど、いいように使われてしまつているというのが実態のようです。

もちろんこういったことをやる連中の多くがいわゆる不良といわれる人脈から供給されますし、主体的かつ積極的に特殊詐欺をやっている若者の不良も当然にいます。しかしながら、このカテゴリーの半グレは、先ほども話したとおり、ある意味、本当に悪いやつらの食い物にされている被害者的立場の人たちも含まれていて、特に末端で逮捕リスクが高い仕事をさせられる者ほどその傾向が強いのではないかと思います。

先ほども少しお話しした NHK スペシャルが書籍になった新潮社の『半グレ』と

いう本があるのですけれども、その本にも、沖縄に住む、仕事がないがため、だまされて特殊詐欺に関わらざるを得なくなつた気の毒な若者のエピソードが書かれているので、興味がある方はご覧いただけたらと思います。

また、この層の半グレは年齢が若く、まだ可塑性もあるので、こういった人たちを十把一絡げに反社会的勢力の烙印を押して取引社会から排除することについては、躊躇されるのではないかと思います。

次に、カテゴリー③に属する、正業を持っている集団です。廣末先生によると「腕力を競う地下格闘技団体に所属するなどにより、裏社会とのコネクションを築きやすい位置にいる存在で、IT ベンチャーの若い社長などのボディーガード的な役割から徐々に IT ビジネスの関係に詳しくなり、金融系の取引に従事したり、風俗や飲食店などを経営する集団を指す」そうです。

先ほど少し触れた NHK スペシャルに出演していた半グレ集団「アウトセブン」に属する「テポドン」や「拳月（けんむん）」と呼ばれる者はこのカテゴリーに属します。イメージとしては、先ほどお話ししたカテゴリー①の半グレが関東の半グレだとすると、関西の半グレはこのカテゴリーに当たるのではないかと思います。

ます。

最後のカテゴリー④に属するのは元暴アウトローです。このカテゴリーには「暴力団を辞めたはいいけれども社会復帰に失敗してアウトロー化してしまった者」であるとか「暴力団の偽装離脱者」などが当たるということです。しのぎとしては薬物犯罪やヤミ金、特殊詐欺などを行っているということです。また、中には先ほど①として紹介した関東連合OBなどのカテゴリーに属する半グレの手先になっているような者もいるそうです。

この元暴アウトローというのは、廣末先生によると、実際にはかなり厄介な存在だそうです。なぜかというと、犯罪のプロである暴力団に所属していた経験があることから、そこで蓄積された知識や人脈を有していて、反社会的なしのぎに精通している傾向があるからです。一般人より危険な存在たり得るということで、注意が必要です。

ただし、暴力団を辞めた人が全て元暴アウトローかというとそれは大きな誤解で、暴力団に属していたことを本当に後悔して、真人間になろうとしている人も当然ながら存在します。この元暴アウトローと、これを排除対象とする「元暴5年条項」の問題については、後ほどあらためて詳しく触れさせていただきます。

ということで、今、廣末先生が分類さ

れた四つの類型についてお話ししました。こういった類型化をする意味については、廣末先生がリサーチされた結果、今現在「半グレ」と呼ばれている者たちにもいろいろいろとパターンがあることが分かったので、これを十把一絡げに「半グレ」という名前を付けて一緒に扱うのではなく、それぞれ別の考慮が必要なのだとということを説明する趣旨として私は理解しています。

また、半グレそのものがあいまいな概念なので、今ご説明したカテゴリーには入らないけれども半グレと呼ばれているような存在は、今も当然いるし、今後も出てくると思います。

例えば、昨年歌舞伎町のスカウト狩りで話題になったスカウト集団「ナチュラル」の木山兄弟と呼ばれる者たちも一般に半グレといわれていますが、年齢的には石元太一氏よりも少し下の世代で、暴走族には入っていないようなので、①のカテゴリーには入らないと思いますし、かといって③という感じでもないと思います。

また、東京にも地下格闘技集団があって、ここに所属する不良の人脈で悪さをしたり、中にはやくざになる者も実際にいるという話を聞きます。こういった者たちの中にも半グレと呼ばれるような者はいるようですが、この者たちが地下格

闘技をやっていたからといってカテゴリー③に入るかというと、それも違和感があります。

さらに言うと、NHK スペシャルで扱われた大学のサークル活動の延長で違法な風俗スカウトをやっている大学生のような連中も半グレとされていますが、こういった連中は年齢からすると若いですけれども、先ほどお話ししたカテゴリー②の特殊詐欺の末端で働くかされるような者と同列に扱ってよいかは、正直よく分かりません。集団の性質からすると全く異質のように思えます。

このように「半グレ」という用語は、最近は「暴力団には属しないけれども、ある程度集団的、継続的、あるいは職業的に犯罪あるいは違法な資金獲得活動を行ったり、粗暴行為を行ったりしている者たち」に対して使われているようで、年を追うごとに用語が一般化しているような印象を受けます。要するに、もともとその概念自体、外縁があいまいだったものが、よりあいまいになってきているということです。

やくざ予備軍のような人々は自分たちを指して「不良」という表現をするのですけれども、この「半グレ」という用語についても、もはや不良と同じような、強いて言えば「不良の程度の悪い連中」程度の意味しかないように思えてしまい

ます。そう考えると、半グレという概念は反社会的勢力排除の属性概念として使えるのか、そもそも半グレは総じて反社会的勢力なのか、ということを突き詰めて考えてみると、少し難しいのではないかと思います。

例えば関東連合 OB などのど真ん中の半グレが反社会的勢力に該当することは間違いないと思いますけれども、それ以外にもいろいろなカテゴリーの者を含むので、その全てがこの反社会的勢力の定義に当てはまるのかといわれると、必ずしもそうとは言い切れないのではないかと思います。

このように「半グレ」という用語は属性概念として使うにはあいまいすぎて使えないということになりそうです。だとすると、暴排条項の排除対象者に「半グレ」と書いて排除するという実務は、実際のところは無理があるのではないか思います。

「いやいや、そんなことは今さら言われなくても分かっていますよ」と思われる方も結構いらっしゃるのではないかと思いますが、実際、われわれ弁護士の中でもこの点は議論があって、先ほどお話しした書籍を出す際に「半グレとは反社会的勢力である」という前提に立って説明したほうが分かりやすいのではないかという意見もありました。ただ、先ほど

も述べたとおり、関東連合OBなどのど真ん中の半グレについてはそれでもいいと思いますけれども、詐欺の受け子をさせられているような末端の者までも含む概念となってどんどんあいまいさが増してきており、半グレを反社会的勢力の属性と定義してしまうと誤解を生みかねないので、議論の結果、この点は慎重に扱ったほうがよいのではないかという結論になっています。

では、その半グレという属性がそういうものであるとして、では半グレといわれているようなグレー属性の対応についてどう考えたらいいのか、ということについて検討していきたいと思います。

半グレに似た概念として「準暴力団」というものがあります。先ほど見てきた半グレと、この準暴力団がイコールであると説明されることもあるようですが、先ほどからご説明しているとおり、半グレはかなり広い概念ですので、必ずしも同一とは言えないと思います。ただ、準暴力団が半グレといわれている者たちを対象にしているのはどうやら間違いないく、実際に警察は、一般に半グレと呼ばれる者のうち、実態解明がある程度できた結果、暴力団に準ずる集団と認めた集団について準暴力団として把握しているようです。

その定義は 19 ページに書いてあるとお

り、「暴力団と同程度の明確な組織性は有しないものの、これに属する者が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行っている、暴力団に準ずる集団」ということです。

この準暴力団ですが、平成 26 年の「暴力団情勢」に、同年末で 8 集団が確認されていることが公表されています。そのうち、関東を活動地域とする 4 集団が公表されていますが、そのいずれもが先ほどお話しした半グレの①のカテゴリーに属する暴走族OBを沿革に持つグループです。

また、マスコミの報道では、半グレの属性②にカテゴライズされている関西の若者の半グレ集団であるアビスであるとか、属性③にカテゴライズされている元地下格闘技選手を沿革に持つアウトセブンといった団体も、準暴力団と位置付けられたとされています。

令和 2 年の「警察白書」においても、地下格闘技団体の元選手等を中心とする組織が見られることが示されています。

さらに令和 2 年の「警察白書」では、暴力団構成員や元暴力団構成員がメンバーになっている場合もあるとされていて、つまり、半グレカテゴリー④の元暴アウトローの一部も準暴力団とされる者がいるということです。ただ、「暴力団構成員がメンバーになっている準暴力団もある」と言われてしまうと、こと民事にお

ける対応を考えると、概念的な理解が難しくなってきてしまうのですが、要するに実態を考えると、暴力団と準暴力団の垣根がだんだんとなくなりつつあることの表れなのではないかと思います。

このように、準暴力団を見ていくと、一般に半グレと言われている者たちを対象としていることはほぼ間違いないと思います。これら準暴力団と半グレの概念を図にすると、ざっと 20 ページのようなイメージになるのではないかと思います。まず、半グレと呼ばれる悪質な不良グループが存在し、その中に先ほどご紹介した廣末先生が分類された四つのカテゴリーの者が存在します。そして、これらの者のうち一定の組織性と反社会的な活動が警察に把握されている暴力団に準ずる存在が、準暴力団というイメージです。半グレが広い概念であって、警察が把握している準暴力団はその中に含まれるということです。

この準暴力団ですが、「警察白書」によると特殊詐欺や組織窃盗等の違法な資金獲得活動を行っているとされていますし、21 ページにあるように凶悪な犯罪を行っているという実態もありますので、当然に「暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人」すなわち反社会的勢力であると断定して差し支えないと思います。すなわち、こ

のカテゴリーの半グレは、半分どころではなく、全部グレている輩だということです。

では、この準暴力団をはじめとするグレ属性について対応が必要だとして、こういった属性が近年問題とされている背景について検討し、この属性の実態についてもう少し考えてみたいと思います。

こういった者たちが増えた理由として、一般には、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（暴対法）」であるとか「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針（企業暴排指針）」、ないしは暴力団排除条例などの暴力団対策が奏功した結果、暴力団に入っても必ずしもぜいたくな生活やいい思いができるわけでもなくなり、以前は暴力団に加入していたような不良少年が暴力団に魅力を感じなくなつて入らなくなつた結果だからであるとか、あるいは、暴力団員が規制の網を逃るために暴力団を辞めて先ほど話したような元暴アクトロードとして活動するようになったからであるというような説明がされています。

廣末先生も半グレは暴排条例が生んだ副産物であるというようなことをおっしゃっていますし、こういった状況は溝口敦さんが 2011 年に半グレについて論じ始めたころから言っていたことでもあります。

また、やくざは、組に入った当初は「部屋住み」と称して事務所当番をさせられたり、上の者の身の回りの世話や運転手をさせられたりなど、下積み生活を強いられることになりますし、黒いものでも親が白と言えば白というように、上下関係が非常に厳しく、理不尽もまかり通り、規律も非常に厳しいので、そういったいわば体育会的な文化が最近の若者にはなじまないなどと説明されたりします。

では、こういった話が実際にそのとおりなのかということを、簡単に歴史を振り返って検証してみたいと思います。先ほども暴力団排除対策官からお話がありましたけれども、近年の暴力団対策の歴史を振り返ると、暴対法が施行されたのが平成4年で、これにより暴力団勢力の潜在化、資金獲得行為の巧妙化という結果が生まれたため、これに対抗するために政府が平成19年に企業暴排指針を公表し、これを受けて金融庁が監督指針を改定した結果、金融暴排が浸透し、さらには平成22年から23年にかけて全国で暴排条例が制定・施行されたことにより、社会全体に暴排の機運が一気に広まったということが、近年の暴排対策の一連の流れとしてあると説明されています。

こういった流れを統計上の数字を追つて見ていくと、24ページのグラフにある

とおり、暴対法の施行前年である平成3年の暴力団勢力の総数は9万1000人もいたところ、暴対法の施行により、暴力団員数が減りましたが、準構成員が増え、暴力団勢力の総数はいったん増加に転じ、平成18年にピークを迎えました。こういった状況が暴力団勢力の潜在化の表れであると一般には説明されています。

その後、企業暴排指針が公表された平成19年から準構成員を含む暴力団勢力の数が緩やかに減少に転じ、さらにそれが平成22年から23年にかけた暴排条例の施行の時期より減少の角度がきつくなり、今に至るという流れになっています。

つまり、暴力団勢力の数が減少に転じた要因として企業暴排指針の公表があり、それに伴い金融暴排が進み、追い打ちをかけて暴排条例が全国で施行され、暴力団排除が社会に浸透し、やくざが住みにくくなうことにより一気に数が減ったということが、一応は統計数字に表れていると思います。

ゆえに暴力団になると口座が持てない、カードも持てない、部屋も借りられない、そもそもしおぎがなくてぜいたくができないということが、若者がやくざになることを敬遠する要因となり、また、しおぎができずにやくざを辞める者も増えて、もともとやくざになるような者が半グレに取り込まれたという説明はとても腑に

落ちます。

また、もともと暴走族というのは暴力団の供給源であり、リクルートの対象であったと言われているので、そういったことを考えると、半グレや準暴力団の中に暴走族 OB を沿革とする者が多いことは、これまで暴力団に入っていた予備軍が暴力団に入らずに反社会的活動をしていることをきれいに説明していると思います。

だとすると、こういった半グレや準暴力団は、暴力団に魅力がなくなり弱体化した結果発生した暴力団に代わる反社会的勢力で、この傾向が進むと、暴力団はいずれ消滅するので、反社会的勢力は全体として今グレーといわれている者たちに置き換えられてしまうのかと思ってしまいがちですが、「それについては待ってください」とここでは言わせていただきたいと思います。

というのも、暴力団勢力の数が減少した要因としてほかにも考慮すべき視点があるからです。どういうことかといいますと、そのうちの一つに、平成 20 年に暴対法が改正されて 31 条の 2 という条文が新設され、指定暴力団の代表者は、末端の構成員が行った指定暴力団の威力を利用した資金獲得行為、すなわちやくざのしのぎをしたことにより損害を与えた相手に対して損害賠償責任を負う、という規定ができたことがあります。これは、

末端の構成員が行った恐喝行為でも暴力団のトップ、六代目山口組でいえば司忍こと篠田建市に対して責任を負わせることができるという規定です。ちょうど時期としては、企業暴排指針の公表と、暴排条例の制定の間の時期になります。

こういった規定ができたことにより、暴力団のしのぎは、近年は恐喝から詐欺へ、特に特殊詐欺へとシフトしている傾向があると言われています。これをわれわれも見逃すわけにはいかないので、特殊詐欺被害についても、この条文で暴力団のトップの責任を追及する活動を続けていて、全国の民暴弁護士が次々に暴力団の代表者の責任を追及する訴訟を提起しています。今年の 6 月にも、住吉会の代表者らから一つの集団訴訟案件で和解金約 6 億 5000 万円を回収したということがありました。

こういう状況になってくると、どんな下っ端であったとしても、指定暴力団の構成員である限り、その者が何かをしただけでも組のトップが全体について責任を負うことになってしまうので、これはたまたまではないということで、やくざもいろいろと知恵を絞って、自分のところに構成員を抱えずにアウトソース化することを考えるであろうことは、想像に難くないと思います。

先ほどからも触れているとおり、半グ

レや準暴力団は暴力団を「ケツ持ち」という形で暴力団の威力を背景にして活動したり、暴力団と協働して違法なしのぎをしているという実態が把握されています。

令和2年の「警察白書」には、準暴力団について「資金の一部を暴力団に上納するなど、暴力団と関係を持つ実態も認められるほか、暴力団構成員が準暴力団と共に謀して犯罪を行っている事例もあり、このような準暴力団の中には、暴力団と準暴力団との結節点の役割を果たす者が存在するとみられる」という記載がありますが、まさにそういう実態があります。こういったことは、暴力団の側からみると、今お話ししたような、まさにアウトソース化の表れだと思います。

資金獲得活動のアウトソース化の顕著な例としては、近年の彼らの有力なしのぎとなっている特殊詐欺の実態からも確認することができます。私が見聞きした多くの事例で、詐欺を行う実行犯などは、半グレなど暴力団員ではない者が行っています。暴力団員は、受け子と掛け子の利益配分や連絡を調整する役割であるとか、携帯電話や預金口座を調達する役割、受け子や出し子などの末端の人員を手配する役割など、暴力団の威力を利用する必要がある重要な役割を担っていて、それをしてことにより収益の一定割合を受

け取っているという実態が見られました。

この特殊詐欺という組織犯罪は、誰が捕まってもそこから先に突き上げられないよう完全に分業制になっていて、見ず知らずの者たちがアンダーグラウンドのコネクションをうまく利用して一つの悪巧みを行うというのが実態です。暴力団員は、こういった悪いやつらとうまくつながり、調整する役割を担っています。もともと信用が置けないアンダーグラウンドの輩たちが集まって、受け子が回収したお金を持ち逃げされないように管理したり、掛け子と受け子の間でお金を配分したりするわけです。そして、誰かがお金を持ち逃げしたとしても、当然、警察に相談することなどはできない以上、裏社会の強力な統制力がそこには必要で、こういった調整はまさに暴力団の真骨頂ということになるわけです。

特殊詐欺事件の経験豊富な警察の捜査官の方も、「特殊詐欺は半グレの犯罪だといわれているけれども、これを実行するためにはやくざの力を借りないと絶対にできっこないので、特殊詐欺事件の背後には必ずやくざがいると考えている」とおっしゃっていました。

統計上の数字でも、ここ数年間の特殊詐欺の検挙人員を見ると、主犯の検挙人員のうち暴力団構成員が占める割合はおおむね4割から5割の間で推移しています

が、捕まった者たちだけでもそうなので、そこまで突き上げられなかつた場合を含めると、ほとんどの場合で特殊詐欺には暴力団員が関わっているという話は、あながち嘘ではないと思います。

また、暴排条例の影響でみかじめ料を取りにくくなつてきているので、繁華街の中心に事務所をドンと構えて構成員に縄張りを巡回させて守るというような従来型のしのぎはできなくなり、別のしのぎにシフトすることにより、事務所を構えて構成員を配置することもだんだんと必要がなくなつてきているのかもしれませんし、そもそも暴排条例のおかげで組事務所を新たに設置しにくいという実態もあります。複数の組の寄り合い所帯のような暴力団の事務所があるという話も最近は耳にします。

このように暴力団のしのぎが変わり、態勢が変わってくると、必ずしも組に自前の構成員をたくさん抱え込む必要もなくなつてくるのではないかという仮説も成り立つうのではないかと思います。要するに、暴力団側、すなわち入れる側の事情と、暴力団員側、すなわち入る側の双方の事情が相まって、今のバランスになっているのではないかと思います。

そればかりか、元警察キャリアの有識の方などに話を伺うと、こういった暴力団と共生する半グレのような存在は最

近になって突然現われたわけではなく、戦後初期の「ぐれん隊」や、昭和の時代に存在した「暴力団の影響下にある暴走族」であるとか、「暴力常習者」や「不特定構成員」と呼ばれていた者たちなど、今でいう半グレと同じような実態の者たちは過去にもいたそうです。

暴対法の施行後でも、企業暴排指針が公表される以前である 2000 年代前半ごろに「リンリンハウス」の放火事件で有名になった、広島の「インターナショナル・シークレット・サービス (ISS) 」という集団が、暴力団にいられないほど凶悪な連中を集めて暴力団と持ちつ持たれつの関係を維持しつつ、殺人を請け負ったり、警察署に拳銃を撃ち込んだりといったむちやくちやなことをしていたということがありました。この集団のことのある暴力団捜査の経験豊富な検察官は「半グレのはしり」とおっしゃっていたのですが、彼らそれ自体は暴力団の弱体化とは全く関係なく存在し、暴力団と共存しつつ、反社会的な活動をしていました。

半グレの中には、腕っぷしが強く、けんかしたらやくざに負けないやつがごろごろいるそうですが、暴力団が本気になって組織的に対応したら、半グレが暴力団にかなうことはないという話も耳にします。そのような話を聞きますと、去年

歌舞伎町で起こった暴力団によるナチュラルのスカウト狩りを思い出させますが、おそらくこれは正しい指摘なのだと思います。そして、闇社会の経済力をもった半グレを暴力団が見逃すはずはないので、結局、有力な半グレは何らかの形で暴力団の影響下に入らざるを得なくなり、暴力団の周辺者としてその資金源となっているというのが実態なのではないかと思います。

関東連合OBなども、一部の有力なメンバーは暴力団構成員になっているという話を聞きます。これも、力を付けた半グレを暴力団の側が放っておかないという1つの例なのではないかと思います。

こういったことをつらつらと考えていきますと、半グレや準暴力団のような存在が増えているのは、暴力団が弱体化したからだと考えるのは短絡的につき、どちらかというと暴力団の資金獲得活動が暴対法施行以降、暴力団対策が進化することにより、必要に応じてアウトソース化するなどによりうまく環境に適応し、変容した結果の産物であると考えたほうが、私には腑に落ちます。つまり、従来の暴力団員、特に下っ端の者たちと同程度に悪いやつらは、構成員ではなく別の形で暴力団の周辺に存在して、暴力団との密接な関係を保ちつつ、違法な資金獲得活動をしているということなのではな

いかと思います。

以上の状況を前提とすると、これまでの、基本的には指定暴力団員対策を中心とした対策は、やはり心配したとおり十分とは言い切れない状況になっているようと思われますが、グレー属性の者について暴力団とは全く異質な存在として区別して対策を講じるというのも違和感を覚えます。つまり、先ほど見た状況を鑑みると、基本的には半グレと言われているグレー属性のうち、暴力団と密接に関わり、彼らを利用したり、資金源となったりするような持ちつ持たれつの関係の者たちについて、指定暴力団と同等の配慮が必要な反社会的勢力だと考えるべきではないかと思うわけです。

また、半グレの概念の外縁があいまいで、排除対象者の属性の概念としては機能しないという話を先ほど申し上げましたが、であれば、半グレだから悪いという話ではなく、「暴力団の威力を背景にして違法な資金獲得活動をするやつらであるから悪い」とか、「暴力団と持ちつ持たれつの関係にあることが悪い」、すなわち排除対象となると考え、そういったことを一応のメルクマールと考えるのがよいのではないかと思います。

そう考えると、半グレとは言われていないような者であってもこういった関係が確認できるのであれば排除対象属性と

考るべきということになり、反対に半グレと呼ばれる者であっても特殊詐欺の末端で使い捨てにされるような者や、学生サークルの延長で違法な活動に関わってしまった者などは、暴力団と直接深い関わりがあることは通常はないので、排除対象から除外するという考え方もあり得るのではないかと思います。

なお、準暴力団についてはある程度定まった属性概念のように思われがちですが、必ずしも把握されている集団全てが公表されているわけでもなく、また、暴対法の指定のような手続きもないで、誰がその構成員なのかということも、暴力団員ほどはっきりとひも付けされているわけでもなさそうです。要するに準暴力団は、警察の重点取締対象という治安対策上の概念にすぎないので、警察からは情報提供してもらえず、把握や立証が容易でないことは、他のグレー属性と同じだと言わざるを得ません。

つまり、準暴力団についても、準暴力団員だから排除するという対応は、考え方としてはあり得ても、実際の排除の場面では、暴力団との関係性をもって排除対象として捉えていくというアプローチがどうしても必要になってくるのではないかと思います。

これまでの話をまとめますと、実体面の議論として考えると、基本的には排除

すべきグレー属性の対象を、暴力団との密接な関係性で評価していくことで当面は考えざるを得ないのではないかと私は考えています。

その場合、今、皆さんのが使っておられる暴排条項を変える必要があるのかというと、基本的には必要ないと思います。なぜなら、先ほどから触れてきた属性は、標準的な暴排条項には皆規定されている、32 ページに記載されている条項でカバーできるからです。すなわち、今お使いの暴排条項は、問題となるグレー属性について、きちんと対応できるように既にうまく作られているということです。

念のために具体的に見ていきます。まず、準暴力団は、名前からして「暴力団に準ずる者」ですので、「その他各号に準ずる者」というバスケット条項で捕捉することができます。不安であれば「準暴力団員」ぐらいは排除対象属性に加えてもいいのかもしれません。

また、半グレのうち、暴力団と違法な資金獲得活動で関わっている者たちは、「共生者 5 類型」や、組織犯罪対策要綱に定める「特殊知能暴力集団等」、あるいは「元暴 5 年条項」で基本的にカバーすることができます。

念のため、「共生者 5 類型」と「特殊知能暴力集団等」の内容を確認してみたいと思います。

「共生者 5 類型」とは、33 ページに示した、標準的な暴排条項には皆入っている条項です。これは全国銀行協会（全銀協）の参考例の表現です。特に、下の三つのどれかは、排除すべき半グレに当てはまるのではないかと思います。

また、「特殊知能暴力集団等」は組織犯罪対策要綱に定義があります。定義を読み上げますと「暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的な繋がりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人」というもので、暴力団との密接な関係があると真ん中のグレー属性はこれに当たり、例えば特殊詐欺の主犯格である半グレなどはこの典型例になるのではないかと思いますし、それ以外でも、先ほど見てきたとおり、準暴力団として把握されているような集団は、ほぼこれに該当するのではないかと思います。

ということで、排除対象属性の考え方については今ご説明したとおりとして、では、実際の暴排の現場で具体的にどういった者を排除対象者として考えるかといった個別論を考えると、言うは易く行うは難しく、先ほどもお話ししたような難しい問題がグレー属性にはあるわけです。

これはもう言わずもがなですが、こういったグレー属性の定義条項には、属性

概念それ自体に、「暴力団との密接な関係」や「関係を背後として威力を用いる」などの評価を含んでいて、指定暴力団員のように誰かがこれを認定して明確に線引きしてくれるような場合と異なり、一律に「こう」と明確に決めづらいという問題が常に付きまといます。

また、先ほどもお話ししたとおり、準暴力団ですら警察が情報提供してくれるわけでもありません。世の中にどんなデータベースがあるのか私は存じ上げませんが、少なくとも普通の人には、主要な一部のメンバー以外は明確に誰がそうと分かるわけでもないと思います。

結局のところ、これを決めていく考え方としては、個々の企業が扱う取引類型であるとか、保有している、あるいは取得可能な属性の該当性に関する情報の量や情報の精度、鮮度などを基に、各社がそれぞれ決めていくしかないということにならざるを得ません。そして、その際に用いる物差しはリスクベース・アプローチということになり、具体的な該当性判断は事案ごとにアドホックに決めていくしかないと思います。

つまり、データベースに当ててヒットしたり、その他の端緒となる情報に触れた段階で、その根拠となる情報の確度や精度や鮮度などを踏まえて個別に判断していくという作業が必要になってくると

ということです。

そしてリスクベースで考えるとして、特にグレー属性について企業側が最も配慮しなければならないのは、やはりレビュー・リテーションに関するリスクだと思います。これを考える上での典型的な例としては、先ほども少し触れた2019年の西武信用金庫が関東財務局から業務改善命令を出されたケースが挙げられると思います。

この業務改善命令の内容を見ると、基本的には投資用不動産向けの融資の審査についての問題がメインになるようと思われ、事案としてはスルガ銀行で問題とされたことと同様に思えるのですが、その内容の一部に「反社排除管理体制の不備」があったことから、報道などでの問題のされ方は、どちらかというと反社に関する問題のほうが大きく取り上げられているという印象を受けました。

そして、処分の理由として関東財務局から公表されているのが、「監事から反社会的勢力等との関係が疑われるとの情報提供を受けていた者について、十分な確認を怠り、同者関連の融資を実行している」という事実です。先ほども話したとおり、ネット記事などを見ると、どうやら監事から指摘されていた相手というのはチャイニーズドラゴンの幹部の妻だとされています。

そして、西武信用金庫のリリースを見ると、「警察に確認したところ、『暴力団員としての属性がない』旨の回答を得たことから、暴力団排除条項には該当しないと判断」し、融資を実行したとされています。そもそも今の実務においては、警察はチャイニーズドラゴンを準暴力団と把握しているからといって、そのメンバーに該当していることを回答してくれるはずがなく、ましてやその妻であるということであればなおさらなので、警察が「把握なし」と回答することは照会する前から分かっていたことです。それゆえ、その回答結果をもって「問題なし」と判断することそれ自体に問題があることは、疑いの余地はないと思います。その結果、重大なレビュー・リテーション侵害をもたらしているので、少なくともこの点についての判断を誤ったことの一例として、検討に値する事例だと思います。

次に、グレー属性を排除する場合にどうすればいいのかという手続的な問題について少し話をしたいと思います。反社排除の実務においては、一般的に契約前と後とで考え方を分けるという実務対応を行っていると思います。契約締結前であれば「契約自由の原則」が働くので、疑わしい者は割と幅広く断ることができます。ただし、契約締結後であれば、契約を終了させないといけないので、契約の

解除が可能なのかを立証可能性もふまえた検討をし、可能であれば切るし、難しい場合は継続監視対象とする。という対応をされているのではないかと思います。

ここで入口対応において悩ましい典型的な問題について考えてみたいと思います。グレー属性である元暴アウトローを排除するためのいわゆる「元暴5年条項」、すなわち「暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者」という属性を排除対象とする規定ですが、これについては、近年、さまざまな議論があります。

そもそも暴力団を辞めた人を排除の対象とする理由は、先ほどお話しした元暴アウトローや、暴力団を辞めたことを偽装する偽装離脱者が存在するからです。40ページは平成23年に全銀協の暴排条項参考例が改定され、元暴5年条項が入った時期に、当時の警察庁の暴力団排除対策官であった清野対策官が公表された論文の抜粋です。ここでは、元暴5年条項の目的が、こういった偽装離脱者や元暴アウトローといった者が社会実態として存在し、そういった者たちを反社会的勢力として排除していくことが必要であることが明確に説明されています。

ということは、真に暴力団を離脱して暴力団との関係を完全に断ち、社会復帰している人、ないしは本気でそうしようとしている人であれば、暴力団を辞めて

から5年に満たなくても、取引を制限する理由がないという帰結になると思います。つまり、元暴5年条項は、かつて暴力団に所属していたことに対するサ�クションではなく、辞めてからも反社会的勢力にとどまる者を排除しやすくするために、形式的な規定として定めているものにすぎないということです。

ここで、なぜそれが問題となるかというと、仮に暴力団を辞めた者を5年間でも一律に契約社会から排除してしまうと、彼らが通常の社会生活を送れなくなり、そのことが原因で社会復帰を阻害してしまうという状況を生んでしまうからです。

先ほどご紹介した廣末先生によると、社会復帰できない元暴力団員が生活するためにやむなく暴力団と関わって資金獲得活動をしてしまったり、薬物犯罪などの簡単なしのぎに手を出してしまう傾向があるようですが、元暴5年条項を硬直的に運用してしまうと、こういった傾向を強めてしまうことになり、結果として元暴アウトローを生んでしまうというような実態が現実にあるようです。

こういった事情を踏まえ、警察の元暴力団員の情報提供の基準についても、43ページに記載されているように元暴力団員の更生を妨げないよう厳しいものになっており、事実上、民間人には開示しないという扱いになっています。

こういった問題がある上にさらに問題を深めているのが、元暴5年条項を使って排除するとしても、実務上、暴力団をいつ辞めたのか、すなわちいつから5年間なのかということが必ずしも明確に把握できないという問題点があります。破門状や絶縁状を警察が把握していればその日に記録上はすることができますが、偽装離脱が疑われるような場合は、必ずしもそのような扱いにはしないと思われますので、結局いつ辞めたのかということが客観的に定まらないという問題が起こり得ます。

また、暴力団員が組から逃げたという場合は、実際にはもうかたぎになって眞面目に働いていても、データ上は辞めていないということも起こり得ると思います。どこかのタイミングで辞めたことにして、いつかが定かでない問題はここでも起こり得ます。そして、こういった事情について、少なくともわれわれ一般人が把握できる可能性は限りなく低いと言わざるを得ません。

その結果、元暴力団員については、かつて暴力団員であったという情報があると、その者が辞めているかどうか、辞めているとしてもいつ辞めたのかが必ずしも明らかではないことが多いので、少なくとも契約締結前の入口段階においては、暴力団員であったという情報がある限り、

5年間どころかその先も一切取引しないという運用が、特に預金取引などの金融取引の現場では実際になされている可能性があるのでないかと私は想像しています。

そうすると、先ほどもお話ししたような、暴力団を辞めたはいいけれど結局普通の生活は送れないということで、再び悪いことをし始めるという悪循環に拍車が掛かり、反社排除をすればするほど反社を世の中に増やしてしまうというジレンマに陥ってしまうリスクがあると思います。

したがって、暴力団を辞めていることが明らかであり、かつ、その者がきちんと更生していることが確認できる限り、元暴5年条項を弾力的に適用し、離脱後5年を経過していなくても排除対象から除外するという発想も必要になってくると思います。

47ページは先ほどご紹介した平成23年に清野対策官が公表された論文にある記載です。当時の暴力団対策官ご自身が、「対象者において自らが過去暴力団員であったことを正直に申告し、現在は改善更生の道を歩んでいる場合には、警察とも連携の上、排除対象とはしないという柔軟な運用を行うことも考えられよう」と記載し、元暴5年条項の弾力的な運用を示唆されています。

この問題は別の観点からも問題があります。暴力団員であることを理由に契約を解除することが憲法違反にならずに正当化される理由として、裁判所は、暴力団を辞めれば暴力団員ではなくなるので暴力団員を一律契約関係から排除することも許される、としています。ところが、暴力団を辞めても事実上取引ができないとなってしまうと、暴力団を自らの意志で辞めれば制約がなくなるという暴排条項の正当化根拠がなくなり、この判例のロジックは、社会実態からしたら実は正しくないということになります。そうなってしまうと、そもそも指定暴力団員ですら取引の性質によっては暴力団排除の正当化根拠が失われてしまうというリスクがあるわけです。

ただ、そうはいっても、弾力的に運用すべきと言うのは簡単ですがこれも行うは難しく、そもそも警察が暴力団離脱者の情報を容易に出してくれない以上、事業者としては手の出しにくい領域であるということは、現実の問題としてあります。

ただ、なぜ警察が情報をくれないのであれば分かることで、要するに駄目な人を駄目ということは根拠があれば言い得ても、警察が全暴力団離脱者を終始見張っているわけでもないので、「この人は大丈夫ですよ」と責任を持ってお墨

付きを与えることは、とても難しいからなのだと思います。偽装離脱者が実態として存在するので、なおさらその傾向はあると思います。

ではどうすればいいのか？ということを、東京三弁護士会の民暴弁護士がプロジェクトチームをつくって以前から検討し、そのお墨付きを与える一つの方策として、平成30年から暴追都民センターさんとも協働して行っている仕組みがありますので、これをご紹介したいと思います。

具体的には「継続就業証明書」というものです。この仕組みの基本として、元暴力団員がきちんと更生しているのかを最も知り得る人が誰なのかを考えたときに、最もふさわしいと考えられる人は、やはりその人を雇っている人なのではないかと考えました。ほかにも可能性のある人はいると思いますが、あくまで他人である第三者が公平に評価するとしたら、やはり雇い主の評価が一番確実だと思えます。

ただ、その雇い主がきちんとした人でないと意味がないので、その人がきちんとした雇い主であることをどう評価するのかを考え、暴追都民センターの協賛事業所であれば問題ないのでないかと考えました。

そこで、雇用主が「その元暴力団員が

一定期間真面目に働いていますよ」ということを証明し、暴追都民センターが「この雇用主はきちんとした雇用主ですよ」と証明するという2段階の仕組みによって、元暴力団員が真摯に更生しようとしているお墨付きを与えようという仕組みになるわけです。

暴追都民センターが離脱者支援事業の一環として協賛事業所に当該元暴力団員を紹介したことであれば、その前提として、きちんと暴力団を辞めていることが警察から確認されているという事実が推認されるので、間接的に警察が暴力団員でないことを認めていることも確認でき、一石三鳥の仕組みとして考えたものになります。

この証明書がどう使われるかということですが、この証明書が発行される場合は、基本的には普通預金口座の開設支援を念頭に置かれています。まず、契約申込の際に、暴追都民センターから委嘱を受けた暴力追放相談委員である弁護士が、この証明書を持って同行することになっています。そして、継続就業証明書のほかに、当該金融機関所定の表明・確約書、誓約書を提出することになっています。その書面の内容には、対象者である元暴力団員が暴力団と接触するようなことが認められた場合には通知を要せずに預金口座が解約されることを承認することや、

預金口座の内容をモニタリングすることを承諾することも含みます。例えば金融機関から特定の取引について説明を求められたら、それに応諾するような義務のようなものも、あってもいいと思います。

そして、この口座の開設から1年間をめどとして、暴力追放相談委員である弁護士が、対象者の生活状況や就労状況などを定期的に確認し、表明・確約事項に抵触する事実が確認できた場合には、弁護士は暴追都民センターにそのことを報告するようになっています。そして、暴追都民センターは、そのまま当該金融機関に報告する仕組みになっているので、口座を開設した金融機関は速やかにその事実を知り、口座を解約することができます。

この仕組みは、現時点でわれわれ弁護士が考え得る最良の方法であると自負しているのですが、残念なことになかなか実務に採用されないという問題があります。われわれもこの仕組みを広める努力はしているのですが、なかなか思うようにいかない状況です。よろしければ、こういった証明書がある場合に取引を許容することについて、銀行さんに限らずご検討いただけたらと思います。

今お話ししたのは元暴力団員に関する対応ですが、これを言い換えると、元暴アウトローを排除する精度を高めるスキ

ームということともいえると思います。すなわち、元暴アウトローと、そうではない真面目な元暴力団員を峻別するためのスキームということです。そしてこのスキームは、グレー属性一般に応用できるのではないかと私は考えています。つまり、このスキームは、入口段階で「疑わしきはお断り」という対応をする中で、相手方と対話しながら、相手の持つ情報を参照しつつ、契約の是非を判断するというやり方であり、この方式は、他のグレー属性についても、きちんと排除すべき者か否かを判断する精度を上げるために応用できるのではないかということです。

そもそも、グレー属性であっても排除対象者として一度データベースに載ってしまったら、その後はまっとうになってからも契約ができないとか、経済活動がしにくくなるといった制約が付きまとった可能性は、当然にあるわけです。その場合に、その者の社会復帰を阻害し、それがその者の更生意欲を阻害し、ひいては治安悪化の不安要因になり得るという悪循環のリスクは、元暴力団員と同じように存在します。むしろグレー属性の者こそ「辞める・辞めない」という概念を概念しにくく、いつまでたっても排除され続けるという扱われ方になりやすいのではないかと思います。

先ほど少し触れた、NHK スペシャルに出演していた半グレ集団アウトセブンの「テポドン」は、この番組に出た後に恐喝未遂などで摘発され、懲役に行ったようですが、最近出所してきて、YouTube に出演したりもしていて、ある番組で「俺たちはやくざと違って辞める、ということがないから、反社と認定されたら一生付きまとわれる」という趣旨のことを言っていました。実際、そういう問題はあるのだと思います。

自らの意志で反社会的勢力でなくなることができないなら、そのことを理由に取引を制限することは憲法違反だと言われるリスクは、取引の性質によっては、ここでも当然に生じると思います。

こういったことも含めて考えると、基本的に入口段階での排除においては、次のような考え方方がよいのではないかと思います。

まず、グレー属性であることを理由に断る場合は、その者が暴力団と密接な関係にあるという情報が企業の側にある場合ですので、そういったケースでは、幅広く断るという従前どおりの対応をすることで、基本的にはいいと思います。ただし、仮に相手方にホワイト情報があり、それがきちんと提供されるのであれば、条件付きで契約を再考する、という考え方です。

つまり、取引を断った後に、相手方から、自分が契約を断られる理由がないことについて合理的な説明と立証がなされた場合には、仮に問題があったときに事後的に解除されることを了解させる前提で受け入れる、つまり、「相手の話に耳を貸す」という対応をすることによって、グレー属性排除の精度を上げることが期待できるのではないかと思います。

ただ、実務上、契約締結前の段階で取引を断る際には、その理由は説明しないので、取引や契約の性質によっては必ずしもそのようなやりとりがなされることが保証されるわけでもなく、場合によってはこれが想定されないこともありますけれども、いずれにせよ、こういった形でいったん断ったとしても、相手方から「あなたが私との契約を断るのは分かります。なぜなら私はこういう人間だったからです。それは正直に認めます。しかし、私は今はそうではありません。なぜならこういう事情があるからです」というように、自分の不芳情報を自ら明らかにして、それが解消されていくことをきちんと説明し、立証する姿勢を示すのであれば、これに対しては真摯に対応し、その内容に合理性が認められるのであれば、ほかに断る理由がない限り、条件付きで取引を受け入れる、という対応をするだけで、だいぶ状況は変わ

るのではないかと思います。

なお、こういったケースで、弁護士に依頼して、大上段から「契約を断る理由を説明しろ。説明できないのは理由がないからだろう。だったら契約するべきだ」というようなことを言ってくる輩も実際にいるようで、こういった場合にどうするかも考えないといけないと思います。このような輩に対しては、仮に弁護士が代理しているが、契約の性質からして、契約自由の原則が適用される限り、すなわち何らかの理由により契約締結義務のようなものが課されない限りは、理由を述べずにお断りするという対応に徹することで、何ら問題ないと思います。

こういった野蛮なやり方をするような実務を排斥して、真摯に対応すれば道は開けるという状況をつくっていけば、そのうちそういうやり方が実務のスタンダードになることが期待されるのではないかと、半ば願望ですけれど、私はそのように思っています。

実際にこういった対応をすることについては手間がかかるので大変だとは思いますが、グレー属性の排除を積極的に行うべき情勢が現実にある中で、仮にこういった実務が定着すれば、治安悪化に対する不安要因を低減させつつ、グレー属性を適切に排除していく、すなわちグレー属性の排除の精度が上がることが期待

されると思います。また、「こうすればいいけどそうではない場合は駄目」という対応のスタンダードが徐々に浸透していくことになれば、契約の相手方の側に、暴排実務に明るい弁護士が積極的に加わることも期待し得るのではないかと思います。

こういった排除対象者の側から自らの潔白を立証していく実務を、俗に「ホワイト化」と言いますけれども、このホワイト化の手法が実務に浸透していくことにより、躊躇なくグレー属性を排除しつつ、その精度を上げていくことが期待できるのではないかと考えています。

では、出口対策についてはどうするべきかですけれども、出口の対応については、通常の場合、情報の確度、立証の容易性などから、切った場合のリスク、切らない場合のリスクを検討・評価し、切るリスクが低い、あるいは取引を継続するリスクが高い場合には契約を切りに行くことを具体的に検討し、切るリスクが高く契約を継続するリスクが低い場合には、継続監視しつつ、契約を切ることが可能になったタイミング、例えば継続契約の期間満了などをもって切りにいくという対応をされているのではないかと思います。

そして、ことグレー属性については、警察からの情報提供が得られないため、

通常の場合、立証は容易ではなく、また、情報を個々の企業が集めないといけないので、情報の確度や鮮度に問題が生じやすく、結果として放置されがちという問題があることは、繰り返し申し上げているとおりです。

ただ、仮に立証に不安があるとしても、先ほど西武信用金庫のケースで見たように、レビューーション・リスクが無視できないので、情報の内容によっては積極的に対応するべきケースもあると思います。ただし、何らかの情報があるからといって、頑張って一方的に契約を解除するような対応を目指してしまうと、仮に相手が争ってきて訴訟になると、立証ができずに負けてしまうという問題が起これ得ますし、反対に相手が文句を言ってこないとしても、結果として完全に足を洗っているまっとうな人を排除する可能性があることも否定できません。

あらためて考えると、既にある契約を終了させなければいけない、という法律上、あるいは契約上のハードルがあることから、情報の確度、鮮度、精度が入口の場合よりも求められることになるので、手持ちの情報に相手方の持つ情報も加えて結論を出すべき要請は、入口対応の場合よりも求められるのではないかと思います。

そこで、基本的には入口対応の場合と

同じように、相手方と対話することにより結論を出すという方針を探ることが、ここでもふさわしいと思われますので、考え方としては、一方的に解除するというよりは、合意解約を目指した対応方針を立てることを基本とするという考え方もあり得るのではないかと思います。

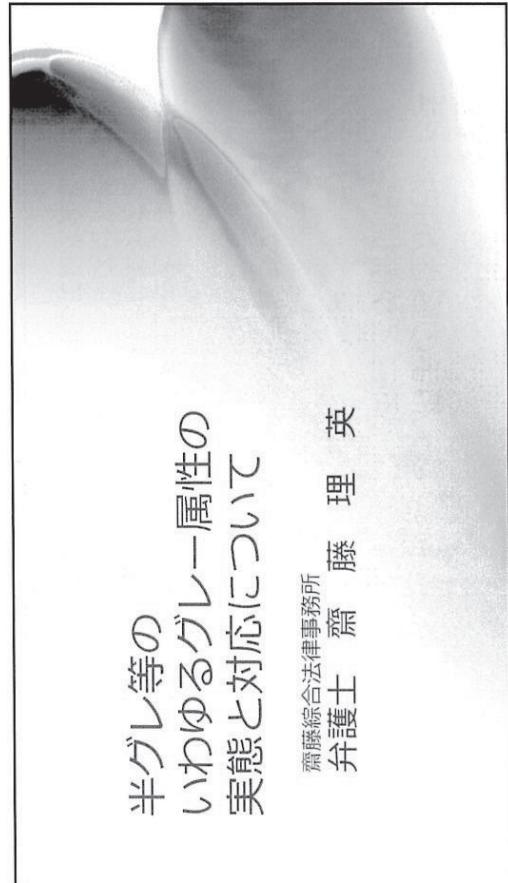
なかなかに難しい分野であるがゆえ、スパッと切れ味のいい話を申し上げられないのがとても歯がゆいところではあります、グレー属性の対応については、積極的に対応せざるを得ない状況が今後増えていくであろうことは明らかですで、ぜひ、積極的に取り組んでいただけたらと思います。その上で、本日の話が少しでもそのヒントになれば幸いに思います。ご清聴ありがとうございました。

グレー属性対応を検討する理由

- 属性に基づく反社会的勢力排除実務の浸透
- ・指定暴力団員対応の実務は(ほば定着)
- ・それ以外の反社会的勢力対応実務については確立した実務がないと思われる
⇒何もしない、という対応で良いのか?

2

半グレ等の
いわゆるグレー属性の
実態と対応について
齋藤綜合法律事務所
弁護士 藤 理 英



1

グレー属性とは?

- 属性それ 자체が怪しい
- ・黒だと思ふが立証資料が乏しい

3

グレー属性とは?

- ブラック（指定暴力団員）以外の属性
- 暴力団準構成員、暴力団関係企業
総会屋等、社会運動標ぼうゴロ、
特殊知能暴力集団等
共生者、密接交際者
準暴力団、反グレ
元暴力団員（脱会後5年未満）

4

グレー属性を 属性を根拠に排除する難しさ

属性に基づく反社排除とは

取引相手の反社会的勢力という属性に着目し,
取引の是非を決める実務

取引を含めた（反社会的勢力との）一切の関係遮断
反社会的勢力とは、経済合理性のある取引であっても、
取引関係を含め、一切の関係を持たない
「反社会的勢力」という属性に着目した関係遮断
⇒平成19年に企業暴排指針により提唱

2

属性に基づく排除 ↑ 相手の属性が把握でき
ることが前提

反社データベースの構築？

企業暴排指針は、企業が反社データベースをもつことを前提としている
平素からの対応
取引先の審査や株主の属性判断等を行つことにより、反社会的勢力による被害を防止するため、反社会的勢力の情報を集約したデータベースを構築する。同データベースは、暴力追放運動推進センターや他企業等の情報を活用して逐次更新する

7

属性に基づく排除 ↑ 相手の属性が把握でき
ることが前提

反社データベースの構築？

構築・運用することにそれなりのコストがかかる
常にメンテナンスする必要があり、放置するとメタボ化
使えるものにするためには、相応のコストと負担が必要

8

属性に基づく排除 ➡ 相手の属性が把握できることか前提

反社データベースの構築？

インターネットの検索サービス
Google, yahoo 等

記事検索サービス
日経テレコン, G-Search等
暴力団追放運動推進都民センター (DB作成支援)

反社情報提供サービス

9

属性に基づく排除 ➡ 相手の属性が把握できることが前提

反社データベースの構築？

情報との同一性の問題
生年月日はわかるのか？

同姓同名の別人ではないことをどう把握するのか、

10

グレー属性対応の難しさの理由

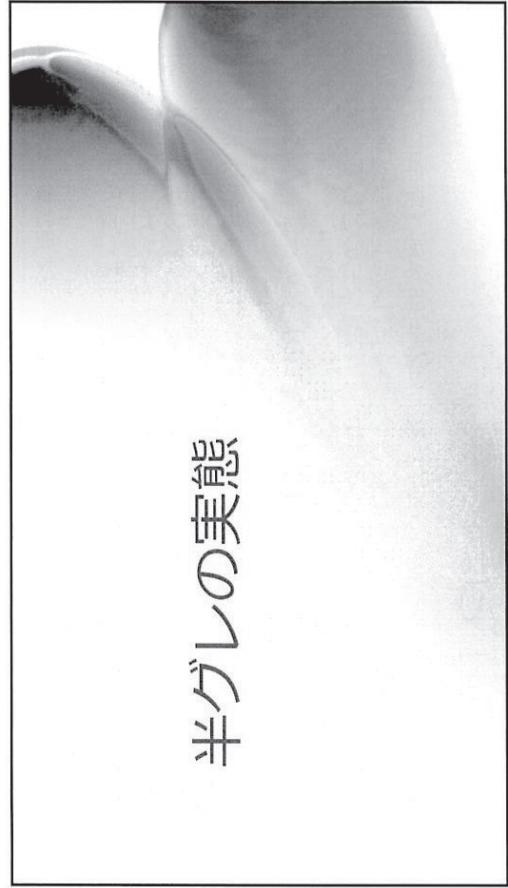
- ・実態がよくわからぬい
- ・該当性に関する情報がない
- ・公的な情報提供も得られない
- ・評価が難しい

⇒その結果、「何もしない」という対応になりがち

グレー属性排除の制度を上げるために
どうしたらよいか？

11

半グレの実態



「半グレ」とは

用語自体は、ノンフィクション作家の溝口敦氏によつて2011年に命名、広められたと
言われている。

2010年に発生した歌舞伎役者に対する傷害
事件で世間の注目を集めること。
13

「半グレ」とは

明確に定義することは難しいが、暴力団を世間から「完全にグレた」人間の集団とし、それに對して「半分グレた」暴力的な犯罪の常習集団という意味で使われる造語。代表的なものとして、暴走族グループの「関東連合」（解散）のOBグループや「怒羅権」、大阪市・ミナミの格闘技団体「強者（つわもの）」の一部、などといったグループがこれに当たる。

集団の特徴としては、暴力団のように強いピラミッド的な上下関係の組織ではなく、同年時の各入団メンバーを核として、その前後の先輩・後輩の上下関係を中心構成している。暴力団や関係者に対する規制が厳しくなつたことや上下関係を好まない世代的な特性から、敢えて暴力団とは一定の関係に留め、ある程度の距離を置いていると思われる。

特防連《ジャンル別にみる》反社－「基本用語集」から抜粋

「半グレ」とは

廣末登氏による半グレのカテゴリ

- ① 関東連合等に代表される草創期の半グレ
- ② 特殊詐欺等の実行犯
- ③ 犯罪に從事しつつ正業を持つグループ
(地下格闘技関係者、ITビジネス系、飲食店経営等)
- ④ 偽装離脱や社会復帰に失敗した元暴アウトロー

「半グレ」とは

半グレといえるのは①～④だけなのか？
必ずしもそうではない
用語が一般化しており、より外延が曖昧になつてきている

15

「半グレ」とは

「半グレ」は、反社会的勢力なのか?
排除対象者の属性概念として使えるのか?

17

半グレを含む グレー対応の考え方

18

準暴力団

暴力団と同程度の明確な組織性は有しないものの、これに属する者が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行っている、暴力団に準ずる集団

近年、繁華街・歓楽街等において暴行、傷害等を敢行するとともに、違法な資金獲得活動を行っている実態がみられる(ほか、暴力団との関係を深め、犯罪行為の態様を悪質化・巧妙化している状況がうかがえる)。

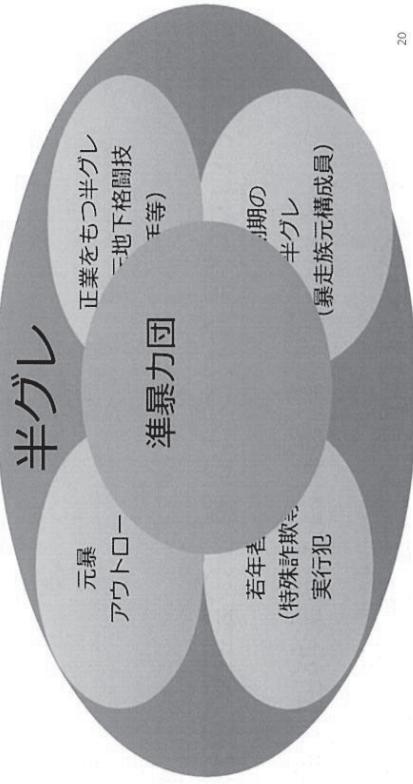
例：暴走族の元構成員（関東連合、打越スペクター、太田連合各OBグループ、チャイニーズドラゴン）

関西の半グレ（アビス、アウトセブン）

元暴力団構成員

19

半グレと準暴力団の関係



20

準暴力団

【事例】
○ 自称金属加工業の男（34）らが、客引き行為に関する注意を与えてきた中国人男性に対し、頭部を複数回踏みつけるなどの暴行を加え、傷害を負わせた事例（5月検挙、警視庁）

○ 無職の男（23）らが、知人男性を自動車後部座席に押し込んで連れ去った上、刃物のもので同人の手を複数回切るなどの暴行を加え、傷害を負わせるなどした事例（5月検挙、大阪）

○ 無職の男（21）らが、鉄パイプの右の等を用いて飲食店経営者らの頭部を殴打するなどの暴行を加え、傷害を負わせるなどした事例（7月検挙、大阪）

○ 建設業の男（23）らが、住宅に侵入し、家人を粘着テープ等で縛るなどの暴行を加え、現金約8万円等を強取した事例（12月検挙、茨城）
※令和2年における組織犯罪の情勢

21

なぜ半グレ・準暴力団が台頭したのか？

暴力団対策法・暴排条例の副産物？

最近の若者の感覚にヤクザが合わない？

22

なぜ半グレ・準暴力団が台頭したのか？

暴力団対策法の施行（平成4年）



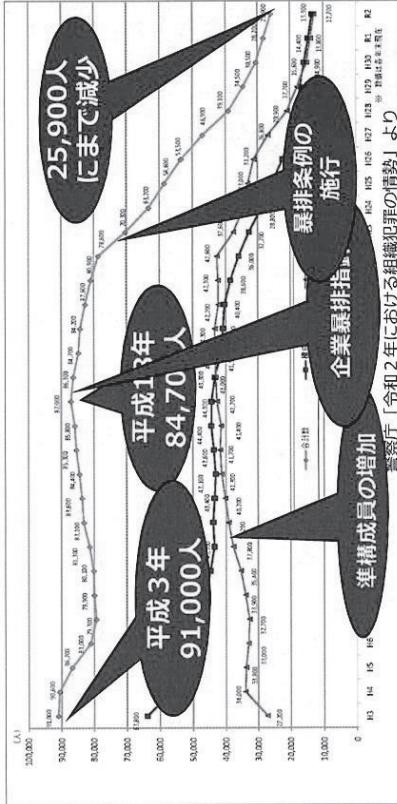
暴力団勢力の潜れ化、資金獲得行為の不透明化・巧妙化

企業暴排指針（犯罪閣僚会議）の公表（平成19年）

暴力団排除条例の制定（平成22年～23年）

23

暴力団勢力数の変動



なぜ半グレ、準暴力団が台頭したのか？

暴力団対策法の施行（平成4年）



25

なぜ半グレ、準暴力団が台頭したのか？

暴力団側（入れる側）の事情
人員のアウトソース化

暴力団員側（入る側）の事情
魅力がない

26

なぜ半グレ、準暴力団が台頭したのか？

半グレのようないわゆる「半グレ」が台頭したのかでない？

もともと暴力団は、周辺者をうまく活用し資金獲得活動をしていった実態がある

27

なぜ半グレ、準暴力団が台頭したのか？

半グレが、組織力で暴力団に敵うはずがない？

有名な半グレが、暴力団構成員となつている実態もある？

28

グレー属性（特に半グレ）対策をどう考えるか

▶ 現状の現実的な分析

暴力団の資金獲得活動が変容した結果、
暴力団構成員と同程度の反社会性をもつ者が、
非構成員（準暴力団等）として、暴力団と
共生しつつ違法な資金獲得活動をしている

29

グレー属性（特に半グレ）対策をどう考えるか

▶ 排除対象者をどうとらえるか

暴力団構成員と同程度の反社会性をもつ者が、
非構成員（準暴力団等）として、暴力団と
共生しつつ違法な資金獲得活動をしている



準暴力団等のグレー属性の者も、排除対象として
積極的に取り組んでいかざるを得ない

30

グレー属性（特に半グレ）対策をどう考えるか

▶ 排除対象者をどうとらえるか

準暴力団
半グレのうち、暴力団との関係が明らかなもの
半グレでなくとも、暴力団との関係が明らかなもの

暴力団との関係が必ずしも明らかでない半グレは？
▶ 対象から除外して良いのでは

31

グレー属性（特に半グレ）対策をどう考えるか

▶ 排除対象者をどうとらえるか

- ✓ 準暴力団（暴力団に準ずる者）
- ✓ 共生者 5類型
- ✓ 特殊知能暴力集団等
- ✓ 元暴 5年条項

32

グレー属性規定

共生者 5 類型（全銀協暴力排条例項参考例）

暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
不正に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供するなどの関与を
していると認められる関係を有すること
暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

33

グレー属性規定

特殊知能暴力集団等

暴力団との関係を背景に、その威力を用い、
又は暴力団と資金的なつながりを有し、
構造的な不正の中核となつてゐる集団又は個人

34

グレー属性排除対応の考え方（実体面）

どういった者を排除対象者と捉えるか
指定暴力団員と違つて、一律にこう、というこ
とが明確にいえない難しさがある。

取引類型、保有する情報量、情報の精度などもふまえ、
リスクベースアプローチで、各社がそれぞれ考えるし
かないのが実情

35

グレー属性排除対応の考え方（実体面）

どういった者を排除対象者と捉えるか
レビューションリスクを考えると、半グレ
(準暴力団) 対応を怠ることのリスクは低くない
例：西武信金のケース

36

グレー属性排除対応の考え方（実体面）

例：西武信金のケース

関東財務局の指摘

監事から反社会的勢力等との関係が疑われるとの情報提供を受けている者について、十分な確認を怠り、同者関連の融資を実行している。

西武信金のリリース

警察に確認したところ、「暴力団員としての属性がない」旨の回答を得たことから、暴力団排除条例には該当しないと判断し、現在も当該者の関連者に対する融資残高はあります

37

グレー属性排除対応の考え方（手続面）

入口対応（契約締結前）

幅広に謝絶（契約自由の原則）

但し、取引の性質からの制約

出口対応（契約締結後）

嫌疑の濃淡、立証可能性の濃淡をふまえ判断

38

入口対応における問題点

元暴5年条項の問題

暴力団員でなくなりた時から5年を経過しない者

なぜ暴力団を辞めた人間を取引社会から排除する必要があるのか？

10

元暴5年条項の問題

規定の趣旨

暴力団は、取締りや暴力団対策法の適用を逃れるため、暴力団の組織・活動面における潜在化・不透明化を促進させている。その過程で、暴力団は、暴力団員の破门や離脱等による組織離脱を仮装し、その実、これらの者を共生者として資金獲得活動を行わせる傾向を強めている。

また、眞実暴力団を離脱した元組員であっても、残念ながら、社会に適応することができない、暴力団組織に戻つてしまったり、暴力団の周辺者として止まり暴力団の活動に関わるという社会実態も認められる
(清野憲一「暴力団排除条例のフロンティア」MS&AD基礎研REVIEW2011年第10号)

40

39

元暴 5年条項の問題

- 規定の趣旨
 - ・偽装離脱者の排除
 - ・離脱後も共生者として活動する者がいる
- ということは、真に暴力団を離脱して関係を断ち、社会復帰している者であれば、5年間もの間取引を制限する理由がない

41

元暴 5年条項の問題

- 社会復帰できない元暴力団員が、生活するためにやむなく暴力団周辺者として留まるという傾向を強めてしまい、結果として、新たな反社会的勢力を構成している実態



元暴 5年条項を硬直的に適用することが、元暴力団員の社会復帰を阻害

42

元暴力団員の警察情報の扱い

警察庁「暴力団排除等のための部外への情報提供について」

元暴力団員

現に自らの意思で反社会的団体である暴力団に所属している構成員の場合と異なり、元暴力団員については、暴力団との関係を断ち切って更生しようとしている者もいることから、過去に暴力団員であったことが法律上の欠格要件などない場合や、現状が暴力団準構成員、共生者、暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者、総会屋及び社会運動等標ぼうゴロとみなすことができる場合(は格別、過去に暴力団に所属していたといった事実だけをもつて情報提供をしないこと)

43

元暴 5年条項の問題

いつから 5年なのか？

警察 D B でも、いつ暴力団を辞めたのかという評価は必ずしも明確ではない
いつ辞めたか、そもそも辞めている否か(は一般の事業者にはわからぬ)

↑事実上、入り口段階では、およそ元暴力団員とは取引しないという運用になりがち

44

元暴5年条項の問題

社会復帰できない元暴力団員が、生活するためにやむなく暴力団周辺者として留まるという傾向を強めてしまい、結果として、新たな反社会的勢力を構成している実態



元暴5年条項を硬直的に適用することが、
治安悪化の不安要因となり得る

45

元暴5年条項の問題

元暴5年条項を硬直的に適用することが、
治安悪化の不安要因となり得る



元暴5年条項は弾力的に適用することが望ましい

46

元暴5年条項の問題

運用上の配慮

元暴力団員を排除対象に含める場合でも、対象者において自らが過去暴力団員であったことを正直に申告し、現在は改善更生の道を歩んでいる場合には、警察とも連携の上、排除対象とはしないという柔軟な運用を行うことも考えられよう。

(清野憲一「暴力団排除条項のフロンティア」MS&AD基礎研究 REVIEW2011年第10号)

47

元暴5年条項の問題

暴力団を辞めても、取引ができるまい



「暴力団を辞めれば制約がなくなる」という暴排条項の正当性根拠がなくなる



元暴5年条項は弾力的に適用することが望ましい

48

元暴5年条項の問題題

では、どうしたらいいの？

警察が、離脱者の情報を出さないのは、ダメな人（構成員）における墨付きを付けることはできるけれど、ダメじゃない人にお墨付きを付けることができないから



何とかお墨付きを付ける方法はないのか？

49

元暴力団員対応の解決策の一例

継続就業証明書の活用

- 作成者
暴追都民センター
協賛事業所（協力雇用主）
- 証明する事実
暴追都民センターが証明
当該協賛事業所（協力雇用主）が社会復帰対策協議会に登録された事業所であること
協賛事業所が証明
当該対象者が協賛事業所（協力雇用主）のもとで概ね3か月以上就労していること

50

元暴力団員対応の解決策の一例

継続就業証明書の活用

- ✓ 弁護士による同行支援
- ✓ 継続的な関与（モニタリング）
- ✓ 有事の通報

51

グレー対応への応用

元暴アウトローを正しく排除するチームは、他のグレー属性を正しく排除する場合にも応用できるのでは？

元暴力団の社会復帰を阻害することによる弊害は、元グレー属性、元犯罪者（前科者）に対しても、等しく当てはまるのではないか？

52

グレー対応への応用

準暴力団員・暴力団周辺者ではなくなる、といふためにはどうしたらよいのか？

いちど烙印を押されたら、生涯反社として扱われるのか？

更生を阻害し、治安悪化の不安要因にはならないか？

53

グレー対応への応用

入口（契約締結時）については、情報がある限り、疑わしきは取引しない、という対応をする



但し、その後その人が“大丈夫だ”ということについて、合理的な立証がなされる限り、受け入れる、という対応が望ましい。

54

グレー対応への応用

あなたが私との契約を断る理由はわかります。何故なら、私はこういう人間だったからです。⇒○
それは正直に認めます。しかし、私は今はそうではありません。何故なら、こういう事情があるからです

契約を断る理由を説明しろ、説明できないの ⇒×
は理由がないからだ、ならば契約すべきだ

55

出口対応の検討

情報の程度、立証の容易性などから、切った場合のリスク、
切らない場合のリスクを検討
✓ 切るリスクが低い（継続するリスクが高い）
⇒契約を切りに行く
✗ 切るリスクが高い（継続するリスクが低い）
⇒継続監視をしつつ、タイミングをみて可能な時に切る

56

出口対応の検討

- ✓ 警察協力なく立証(は)通常の場合難しい
- ✓ 情報の確度・鮮度に問題が生じやすい

契約を一方的に終了させるのは難しい
→

相手方と対話することによる妥結を必要とする
要素が、入口排除の場合よりも多い

57

ご清聴ありがとうございました
Thank you for your attention.

齋藤綜合法律事務所
弁護士 齋藤 理英
<http://salto-law.jp/>

58